

# 厚生常任委員会

平成22年6月11日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎辻 善次	○小林 誠	宮崎 和彦
吉野 俊明	飯高 昭二	里川宜志子
中西 議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	清水 建也	住 民 生 活 部 長	西本 喜一
福 祉 課 長	佐藤 滋生	福 祉 課 参 事	清水 修一
同 課 長 補 佐	中原 潤	国 保 医 療 課 長	西 卷 昭 男
国 保 医 療 課 参 事	寺田 良信	同 課 長 補 佐	猪 川 恭 弘
環 境 対 策 課 長	栗本 公生	同 課 長 補 佐	峯 川 敏 明
住 民 課 長	清水 昭雄	健 康 対 策 課 長	西 梶 浩 司
同 課 長 補 佐	増井つゆ子	観 光 産 業 課 長	川 端 伸 和

## 3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
-------------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 吉野委員、飯高委員

委員長

おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより厚生常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに町長の挨拶をお受けいたします。小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員には、吉野委員、飯高委員のお二人を指名いたします。

両委員にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付議議案について、（1）陳情第2号 食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正について国への意見書提出を求める陳情書についてを議題といたします。この陳情書については、皆さんにすでに目を通していただいているとは思いますが、まず、事務局長の説明を求めます。 藤原議会事務局長。

議会事務  
局長

それでは、まず陳情文書表を朗読いたします。

（ 陳情文書表朗読 ）

議会事務  
局長

内容につきましては2枚目をご覧くださいと思います。要旨を添付させていただいております。朗読につきましては省略させていただきますけれども、下記の陳情事項として3件ございます。1つとして加工食品の原料のトレーサビリティと原料原産地の表示を義務化すること。2つとして全ての遺伝子組換え食品・飼料の表示を義務化すること。3つ目としましてクローン家畜由来食品の表示を義務化すること。以上3件の内容につきまして、食品表示制度の抜本改正を国へ求めるという陳情内容でございます。以上で

す。

委員長

説明が終わりました。

それでは、委員みなさんに、ご意見をお聞きしたいと思います。

参考のために、資料1として配布させていただいておりますので、それもお参照くださいますようお願いいたします。

里川委員。

里川委員

この陳情文書を議案書として配布をされまして見させていただき、委員会付託表におきまして厚生委員会に付託をされるということを知りまして、本会議初日全員協議会の中で議運の委員長の報告を受けまして、議運の議論の経過も聞き、議運の結果を受け入れる立場で、この陳情文書については厚生常任委員として審査をさせていただこうということで私自身は調査を開始させていただきました。それでですね、まず1番最初に付託が私どもになったということから、1番最初に疑問に思ったことなんです、これ、消費者庁っていうのが昨年からできているということなんです。この消費者庁ができたことによってね、県の体制なんかはどうなって、そしてそれについて町は、まあ町民などのパイプ役として町の窓口っていうのをどんなふうにかえたらいいんだろうか、まず最初にそういう疑問を持ったので、それについては町のほうはどんなふうを考えておられるのか、お尋ねをしたいなと思います。

委員長

西梶健康対策課長。

健康対策  
課長

今言われましたように、国は消費者庁、県におきましては消費生活安全課が窓口となっております。町の場合、今現在におきましてはJAS法にかかると生鮮食品品質表示基準及び加工食品品質表示基準につきましては観光産業課、食品衛生法及び健康増進法にかかるとは健康対策課、消費者相談につきましては住民課が窓口となっておりますのでございます。

里川委員

ちょっと確かに複雑でいろいろ込み入っている状況の中での消費者庁と

して進んで、そして県、市町村の取り組みっていう状況になると難しいなと、今の答弁を聞いても思うんですけどもね。ただ、まずなんですけどもね、これを調査するにあたりましてね、食品表示をめぐる主要な論点っていうのが消費者庁の、今年6月に食品表示課が出しているものをちょっと見させていただいていたんですが、消費者基本計画が今年3月に消費者庁が担当としてつくられていると。そして同じ時期に食糧農業農村基本計画っていうのがつくられていると、そしてこれらの基本計画に沿ってですね、平成23年度以降一元的な法律を制定していこうというようなことで、この消費者庁の資料を見ますと書かれています。今、課長言っていたように今日も資料を出していただいておりますが、奈良の食の安全・安心確保の推進基本方針っていうのが、平成15年の12月に策定されたものを今日の資料にも出てますけれども、これがあるんです。この内容も見せていただいていたわけなんですけど、ただ、ここからこういうふうに動いてきているということの中では、県のほうですね、15年以降、途中でこういうことになってきているという関係で言えば、この基本方針作った後にですね、県の動向なんかどうなってきたらどうか。町はやはり県の動向に合わせて今後どういうふうにやっていくんだらうかというようなこと、まず基本的なそういう状況が気になりましたのでね、その辺のところはどうなっているのでしょうか。

住民生活 平成23年度以降、一元的な法律ができるということで、すでに県では平成15年度以降、消費生活安全課が窓口となっています。確かに平成15年度の食の安全・安心確保の推進基本方針の食の安全の窓口は、平成15年度段階では各保健所の衛生課が窓口になっているというふうになっておりますけど、今後、町といたしまして国の動向を見まして窓口については検討してまいりたいと考えております。

里川委員 わかりました。食のことにありますと、本当に斑鳩町の町民全員が食べないということは絶対ありえないことです。全町民に関わる問題ですので町としても今後、国、県の動向を踏まえて十分、そういう窓口の体制などについてもきちっと検討していただき、まあややこしい問題ですのでね、また十分に検討しておいていただきたいと思います。それとですね、委員長にお願い

したいんですが、私この調査を開始しまして、いろいろ非常にこの陳情文書を重く受け止めまして、専門的な言葉も出てきますし、分かりにくいこともあって、調査をする段階におきまして非常に観光産業課のほうに出向きまして調査をしたという経過がございます。それで観光産業課のほうに数字などの調査をお願いした経緯もございますので、できましたらその辺のところを質疑をしたいというふうに思っておりますので、出席の方要請したいと思うんですが。

委員長

暫時休憩します。

( 午前9時11分 休憩 )

( 午前9時13分 再開 )

委員長

それでは再開します。

それでは里川委員の方から事前に数字等調査をお願いしているということですので、再度質問をよろしくお願いいたします。 里川委員。

里川委員

私、この陳情書を受けてから調査をするにあたりまして、所管外でございます観光産業課のほうで非常にたくさんの資料を提供していただき、調査をしていただきましたことをまずお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。そして、その中でですね、ちょっとお願いをしていた件もでございます。本当にこの陳情趣意書を読みましても、専門的なことが書かれていて、非常に重たい内容である。けれども、クローンであるとか本当に研究者レベルのこととか、そういうことはわからないけれども、単純にこの趣意書を読む中で疑問に思った点につきまして調査のほうをさせていただこうということで、申し上げていた件がございます。そのひとつといたしましては、この陳情趣意書の中段以降に書かれておりますけれども、東京都が条例を制定したということの中で、冷凍食品の業界団体(社団法人)日本冷凍食品協会も東京都の動きに合わせて同様の内容のガイドラインを2008年秋に定めたというようなことが書かれていたことから、冷凍食品の業界団体っていったいどのぐらいあるんだろうか。この、社団法人とは言えども、この

日本冷凍食品協会というものが、今回の陳情書にも深く関わるなということもございまして、いったいこの協会にどの程度加入されているのか、業界がどの程度あるのかということにつきましてね、まず疑問に思いました。読んだ順番で質問をさせていただきたいと思いますが、そのことについては少し課長のほうにも私申し上げていたんですが、その後、これにつきましていかがだったでしょうか。

委員長

川端観光産業課長。

観光産業  
課長

冷凍食品の業界団体数と社団法人日本冷凍食品協会の加盟団体数についての結果ですねんけど、現在、日本冷凍食品協会の会員数は627団体、要は会社、627社が加盟していると聞いております。しかし、冷凍食品業界団体全体の会社数となると中小の企業もありますんで把握できていないとの回答をいただいております。

里川委員

わかりました。お手数をかけました。それでも加盟をされていない事業所もある可能性もあるということで、それでも627もの団体が加盟していてそういう動きをしていただいているということが、今わかりました。それとですね、これを読んでいてまったくわからなかったのが、2枚目の段落があるんですが、2つ目の段落のところなんですけどもね、関連して、GM動物由来食品の商業化が近づいていますという文言の後、コーデックス委員会、そして米国のFDA、この米国のFDAっていうのは食品医薬品局ということでかっこして書いてあるんですが、コーデックス委員会っていうのが分からなくて、そして私、この農林水産省の関係からコーデックス委員会っていうのがどんな組織なのかという資料もちょっと出していただいて見たんです。そしてそれと合わせまして、先ほどから言いますこの消費者庁から出ておりますこれらの食品表示を巡る論点であったり、食品表示に関する制度についてというような報告があるんですけども、ここで見てみますと、コーデックス規格っていうのが出てくるんですね。それで、組織も難しいですけども一応ああこんなふうな国際的な組織があるんだなということをおもつかみ、そして、だけでもそこでもコーデックス規格なるものもあるんだなとい

うことを受けまして、じゃあこのコーデックス規格ですね、これと日本にあるJAS規格、こういうものがどんなふうに関連しているんだろうかということについて疑問に感じましたので、これについても少し教えていただけたらというふうに思うんですが。

観光産業  
課長

コーデックス委員会でのコーデックス規格とJAS、日本の規格との関係ですもんけど、一応、現在、世界貿易は世界貿易機関(WTO)の体制化にあります。WTO協定を我が国は推進しています。食品貿易で何らかの紛争が起きた時、その裁定にあたるのがWTOで、その際の判断基準となるのがコーデックス規格でございます。この協定に含まれる「衛生及び植物検疫に係る措置に関する協定」、もうひとつは「貿易の技術的障害に関する協定」では、科学的に証明される特別な理由が無い限り、コーデックス規格を無視できません。国内法規などにも、これは影響を与えることですので、この規格は大変重要な国際規格という形になります。また、JAS規格は日本農林規格とよばれまして「農林水畜産物の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」に基づく、農・林・水・畜産物及び加工品の品質保証の国内規格ということになります。以上です。

里川委員

非常に難しいなと更に思いながらも、でもおおよそのぼわーっとするのはちょっとわかったような気がするんですが。それとですね更に集めていただいた資料以外にも私ちょっと畜産関係のこととか、いろいろ見てきました。それはなぜかという、ここにもGM由来の飼料と非GM飼料とでは、なんて言うんですか、価格なんかにも違いがあるように書かれているということから、そういう飼料関係、餌とかの関係ですね、そういったものも見させていただいている中では、本当に畜産関係の方の経営状態とかね、そんなんまで書かれていたもんですからね、どうも一昨年来からすでに飼料の価格が非常に高騰しているというようなことがいろんところで書かれてるんですけども。そもそもすでに高騰しているところについてははどんなところが原因なのかっていうことについては、つかんでおられますでしょうか。

観光産業

飼料作物の価格が高騰している原因ですもんけども、平成18年度以降、

課長

とうもろこしのシカゴ相場が燃料用エタノール生産向けの需要の増加によりまして上昇したことから値上がりしたと聞いております。

また、中国等の船舶需要・原油相場の高騰から海上運賃が上昇していることが、価格高騰の原因ともなっていると聞いております。

里川委員

それらの価格高騰ですでに経営の危機に陥っているような、酪農家とか子牛の生産農家ですね、非常に多くなっていると。そしてそんな中において更にGM由来か非GMかで飼料の値段がまた更に違うようになってくるのかというようなことも少し気になったんですけども。その辺、GMと非GMで価格の違いなんていうのはつかめるものなんでしょうか。いかがでしょうか。

観光産業  
課長

現在、畜産飼料については、国内産を推進しておりますが、大部分が輸入に頼っておます。この原料については、GM原料であるか非GM原料であるかの分別は行っていないとということであります。これは食品安全委員会で問題なしと評価されていることからであります。また、原料についても品質等により価格が異なり、現在の状況では非GMとGM原料の価格の比較はできない状況となっております。

里川委員

できないというようなことで、今ご答弁いただきましたので、その辺については判断しにくいんだなということは今思いました、ただ、その飼料の原料が大部分輸入に頼っているということなんですけどもね、逆に言えば小さい生産の農家と言うのですか、営農事業者ですね、畜産関係なんか、飼料なんかは国産のものがいいなど。小さい事業所なんかでしたら逆に自分のところで農業とか、町や村の中で地域の中で餌なんかは動いているんじゃないかなってというような気もするんですけどもね。ほとんど輸入ということですけども、可能性としては国産のそういう畜産農家なんかはどんな状況だというふうに考えることができるんでしょうか。

観光産業  
課長

国内産の飼料といいますと、今現在で、詳しい数字等は言えませんけれども、北海道あたりでは1畜産農家あたり50ヘクタール程度の飼料を作付け



している。本州あたりになりますと大きい畜産農家で8ヘクタール程度に落ちるといことです。で、今現在、転作の推進の一環として飼料用米の推進、耕作放棄地に飼料作物を植えて、増やしていこうというような、進み方はしていますが、まだまだそれでは足りないという状況です。そのために、畜産農家は輸入に頼らざるを得ないということになりますので、今後、こういう表示が整備されることになると、非GMとGMとの飼料作物に差がつけば、それが今後、小さい畜産農家に対してはちょっと負担になる可能性は出てくるということは考えられます。

里川委員　　今まさに、観光産業課長がおっしゃられた飼料米なんかも作られていると。国の米に対する生産調整だとか、またそれに伴いまして本年度から戸別補償制度だとかやっておられますけれども、だけど、これ飼料米にしたからといって、農家さんがどうなんかって言うと、農家にメリットらしきものはどうもないようなんですね。これ見ていますとね。国民が食べることについて、そして、国民が買おうとしていることについて、そして、いろんな事件があった、そんななかにおいて、抜本的に本当に食料を自給する、そして国内産の安全なものを確保していく、そのために国が、その制度をきちっとやっていく、こういう循環が非常に重要だなということを、これ調査をしながら、いろいろ勉強もさせていただきながら、そしてコーデックス委員会などの国際規格なんかの状況を見る中で、ここに加盟しているのでも、アメリカとEUとでは考え方が違うとかね、いろんな問題があります。ですから、日本は、日本として、やはり食の安全を守っていくという立場が非常に重要だなと。そして、それらを保つためには、それなりの制度だけでなく、国もそういう施策を展開していくということをお願いしていかなあかんのかなということ強く感じました。この陳情文書につきましては、私は、ぜひとも採択をしていただきたいというふうに考えて、その上で調査をさせていただいてまいりました。質問については以上で結構です。

委員長　　他にご意見あれば。　飯高委員。

飯高委員　　今、里川委員のほうから種々いろいろ質問等ありましたけれども、消費者

庁というのがありまして、今回、この食品の表示についての意見交換がされたということを聞いております。その中のひとつのテーマといたしまして、加工品の原料・原産地の表示ということがテーマになりまして、業界団体等集まりまして、意見交換されたわけですけれども。これにつきましては、現在、加工食品の原産地表示というのが必要になってくると思うんですけれども、単品については原産地表示が義務づけられているということになっているわけですね。その中において、例えばマグロの刺身やったら、どこから来ているか、単品やからわかるわけですけれども、そこに、例えば、イカが入ると加工食品ということで、原産地表示が不要になってくるということで。やっぱり、消費者が単品で確認できて、そこにイカが入ることによって、マグロにイカが入ることによって、表示できないということに対しまして、やはり食の安全ということから、疑問に思われているし。やはり、もっと言えば、コンビニ弁当なんかは多種多様なものが入っているわけです。これがどこから来ているものなのか、日本国内もあるやろうし、遠くの外国、何万キロ隔てたところから入ってくると。大きな距離に対しましては、食品が果たして安全なものなのかどうかに対しまして、追求することができないのですから。そういうことも含めまして、やはり表示をしていくということに対しては、消費者としては当然、消費者は食品を選ぶわけですから、やはり、そういう権利がございますし、やっぱりそれは保証されるべきという観点におきまして、やはり、今後、ここに今回書いてあります「加工食品の原料のトレーサビリティ」ですか、それが生産されて、どこへどういうふうに乗られて、最終的には消費者に商品が送られるわけですけれども、そういった細かく明示されるということが必要になってくるし、それが安心につながっております。また、今後も、システムというのが必要になってくると思います。しかしながら、今、意見交換の場ではいろいろ議論がありまして、小さい企業から大きい団体からの意見のなかにおいては、やはり賛否とかいろいろあります。

しかし、消費者の立場においては、今後、やはり表示を義務化していくということについては、安心であるし、その方法を具体的にどうしていくかということについては、実効性のあるものにしていただきたいと思うんですけれども。この陳情書を読む限りにおいては、今後、3点について書いており

ますけれども、遺伝子の組み換え、クーロン云々ということについては中身は当然わかりません。しかし、これが安全であり、なおかつ、これを安全であるものとして、また、やっぱり具体的に表示化していくということは今後大事になっていくということから、この陳情書に対しましては、私も採択すべきであろうというふうに思います。

委員長 今、飯高議員からこの陳情に対して採択というご意見もありました。この取扱いについて、暫時休憩させていただきます。

( 午前 9時34分 休憩 )

( 午前 9時37分 再開 )

委員長 再開します。

本陳情書につきましては、委員皆様のご意見をお聞きする中では、採択といったことでもあります。よって、本陳情書については、当委員会として、採択とすることに異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、陳情第2号については、採択とするべきものと決しました。これについては、国への意見書提出を求めるということになっておりますが、意見書の作成について、また、提案の方法などについて、委員みなさんに、ご意見をお聞きしたいと思います。

里川委員 そういう形で進めていただいて当然結構なんですけど、ひとつだけ町のほうに私、いろいろ調査して、調べて、びっくりしたことがあったので、町のほうもご認識をお持ちだろうと思うんですが、私も、これは意見として申し上げておきたいと思いましたので、発言をさせていただきたいと思います。食品の安全関係につきましてね、農林水産省と厚生労働省が共同で会議をもっているという状況があるということは、消費者庁主導でやりながらも、そういう状況があるということは私は見ておりますし、その会議がどんな状況か

というのを見ておったんですが、ただね、食品表示にかかる各機関の連携についてということで消費者庁から出ているこの資料を見ますと、食品表示連絡会議、国レベルでその連絡会議をもったときに、円滑な実施を地方でやっていけるようにということで設置されているわけなんですけど、ここに消費者庁と警察庁と農林水産省が入っているんですね。その3つが入っていて、厚生労働省はオブザーバーであると書かれているんですね。このへんすごく私、不思議な気がして、ますます、陳情書を審査する段階におきまして、このところちょっとひっかかっておりましたので、こういうことを国の考えて、やっているということについても、町のほうもご認識をもってくださいまして、今後また検討していただきたいと思っております。これは意見です。

そして、陳情文書につきましては、奈良県議会なんかも提案をされている、そして、意見書を採択されて出されている状況もあるということで、その内容も見ますと、この陳情者が出してこられましたこの文書が、ほぼ、出ているのかなというふうには思っているんです。だいたい同じような内容で県議会のほうで出されているというふうには思っているところですが、私自身は、先ほど、畜産農家の飼料の問題であったり、そして、さきほど飯高委員も少し触れられましたが、中小零細企業にとって、逆に厳しい状況に、これを制度化することによって、逆に厳しい状況になるのではないかというようなこと、でも、やはりきちっと消費者のためにやっていってほしいということについては、国は、消費者に対してもきちっとやっていっていただきたい。けれども、それプラスですね、中小零細企業がこういうことにきちっと取り組めるような施策も、国としてはきちっとやっていっていただきたい。全体のそういう食品関係の事業者が取り組める体制を、国としてつくってもらいたいというのを、私自身は思っておりますので。何とかそういう思いのところも付け加えたような形での意見書というのをつくることのできないかなということをおっしゃっていただいたんですが。

委員長

今、里川委員のほうからいろいろ、本筋については、県の陳情文書、県につきましても「である調」ということになっておりますけれども、元々斑鳩町の場合は「です・ます調」、それは「です・ます調」とさせていただく中で、今、中小企業の関係について里川委員の意見も聞きながら一応素案とし

て、とりまとめをさせていただきますので、暫時休憩させていただきます。  
他の意見。 飯高委員。

飯高委員 今、里川委員から言われましたように、中小企業、全体的に見ますと、一番たくさん多くを占めるということになってきますことから、やはり、これを実効性のあるものにするということについても大事な点でございますので、そういった形で付け加えていただいたらと思いますけれども。

委員長 他、意見ございませんか。

( な し )

委員長 そうしたら、意見書とりまとめのため、暫時休憩させていただきます。  
10時まで休憩します。

( 午前 9時44分 休憩 )

( 午前10時00分 再開 )

委員長 それでは、再開いたします。

意見書の中で、基本的には県議会の意見書をということでもありますけれども、若干追加をさせていただく中で、追加分につきましては事務局のほうから説明をいたします。 藤原議会事務局長。

議会事務局長 それでは、お手元の「食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正を求める意見書」でございます。この段落の4つめの、「よって、国におかれては、次の3点について食品表示制度の抜本改正を要望します。」と、ここまでと下のほうの要望3項目、これにつきましては、奈良県議会の採択をされました意見書と内容は同じでございます。ただ、斑鳩町議会は「です・ます調」ということで、それにつきましては変更をさせていただいております。そして、「なお、制度改正にあたっては、中小零細事業者に過度の負担とならないよう配慮し、中小零細事業者が

実行可能な食品表示制度を構築されるよう併せて要望します。」と。このなお書き部分を追加をさせていただいております。以上です。

委員長 この意見書に対して、何かご意見ありませんか。

( な し )

委員長 それでは、皆さんにお配りをしました「食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正を求める意見書」を委員会発議をもって最終日に提出することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、最終日に当委員会の発議をもって、意見書を提出することに決しました。

次に、2. 継続審査について、(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策 課長 それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化に関することにつきまして、平成21年度のごみの排出量、資源化状況などがまとまりましたので、当委員会にご報告をさせていただきます。

まず、平成21年度ごみ排出量の種類別・月別比較につきましては、資料2-①でお示しをしております。家庭系の廃棄物では、可燃ごみ、粗大ごみが前年度の排出量を下回り、不燃ごみ、有害危険なごみが増加している状況であります。特徴といたしましては、可燃ごみでは、11月を除き、すべての月で減少しております。その11月も微増でございます。

一般적으로ごみの量が増加するといわれております年末年始、あるいは7月から9月の夏季シーズンでも前年より減少している結果となっております。

一方、不燃ごみは3%の微増でございましたが、有害危険なごみにつきましては、約60%の増となっております。これは、平成21年度におきまし

て、4月に立て続けに2回、不燃ごみを収集していたパッカー車からガス抜きされていないカートリッジガスボンベが原因と思われる出火事故があり、広報紙で分別の徹底を呼びかけ、また、本年3月の第4回の有害危険なごみ収集日前にも分別の徹底を呼びかけたことによりまして、乾電池やスプレー缶などの分別が進んだのではないかと思量しているところであります。

なお、粗大ごみにつきましては、平成20年度を15%下回る111.44tの排出となっております。景気の低迷から、電化製品や家具などの買い替えが進まなかったという考え方がある一方、最近、金属製の品物以外、例えば木製の家具などでも何点か以上あれば、無料で回収しますといった商売もあるようで、そういったところに流通している可能性もあり、粗大ごみの排出状況につきましては、今しばらく、注視していかなければならないと考えているところであります。

このような状況のなか、平成21年度の家庭系の廃棄物は、資料2の①の中段やや下になりますが、合計数量を記載しております。平成20年度を5%、量にいたしまして219.85t下回る、4,156.99tの排出量となったところであります。

次に、資源物の排出量であります。表面のビン類・缶類、ペットボトルともに、平成20年度とほぼ同じような量で推移しております。

裏面のその他プラスチック類につきましては、平成20年度より1%の増、食品トレイにつきましては、約8%の減少でありまして、合計で平成20年度とほぼ同じの872.65tの排出量となっております。

こちらも、分別の徹底によりまして、その他プラスチック類が増加しているのではないかと考えております。

また、食品トレイにつきましては、町内のスーパーでも回収ボックスを増設されるところもあるなど、スーパーへ食品トレイを返却される方が増えたことで、町の回収量が減少したのではないかと考えているところであります。

このような排出状況で、家庭系の廃棄物・資源物の合計は、平成20年度から4%、量にいたしまして218.5t少ない5,029.64tであり、ほぼ廃棄物の減少分が総量の減少分となったところであります。

また事業系につきましても、大型店舗、あるいは飲食チェーン店の閉店な

どによりまして、平成20年度から10%減の1,587.02t、公共施設におきましても環境マネジメントシステムなどの取り組みによりまして、平成20年度から11%減の199.56tと減少傾向にあるところでありまして、家庭系・事業系を合わせました総処理量は、平成20年度と比較いたしまして6%減、量にいたしまして425.75t少ない6,816.22tの処理量となっているところであります。

この減少した量の効果であります。すべて委託処理していた場合、当然、処理量が減少すれば、委託料も減少するということになるわけですが、当町の場合、可燃ごみにつきましては直営で処理しておりますので、ごみの減少がすぐに処理費用に反映されません。それでも、あえて減少した分を金銭で表した場合、この減少した425.75tを委託処理すれば、廃棄物の処理委託料というのはだいたい1tあたり税込み約4万円程度が相場であるといわれておりますので、約1,700万円の節減ということになります。

次に、資料2-②、年度別の廃棄物・資源物の排出量についてであります。ごみ処理有料化導入の前年、平成11年度からの年度別排出量を一覧表にしたものであります。家庭系廃棄物・資源物を合わせました量、中段やや下のほうになりますが、平成11年度を比率を100%とした場合、平成21年度の比率は67.6%であり、逆にいいますと32.4%の廃棄物・資源物の排出そのものが減少しているところであります。

平成17年度から平成18年度にかけまして、微増という年はありますものの、ほぼ右肩下がりが続けている状況で、この数値からも、ごみ処理有料化導入を契機にいたしました住民の方々へのごみ問題への意識は、現在も持続されていることが見て取ることができます。

事業系ごみにつきましては、平成11年度と比較をいたしますと大幅な増となっておりますが、ピーク時でありました平成19年度と比較いたしますと、平成21年度では、約20%の減の1,786.58tとなっております。家庭系、事業系合わせました量で、平成11年度と比較いたしましても、16.4%の排出量が減少している状況であります。

次に、資料2-③、住民一人1日あたりのごみ排出量の推移、あるいはごみ資源化の推移であります。奈良県、国のデータが現在平成19年度までしか公表されておられませんので、それとの比較になりますが、ご了承いただき



たいと思います。まず、住民一人1日あたりのごみ排出量は、当町では、平成21年度632gで、奈良県平均の999g、国平均の1,089gを大きく下回る排出量となっております。逆に、ごみ資源化率であります。当町の場合、総ごみ発生量の35.4%が資源として再生利用されており、奈良県の15.9%、国の20.3%を大きく上回っております。

このことから、当町は、ごみの排出量が少なく、資源化率が高いということで、最終処分量は少なく、現在課題であります最終処分場の延命に寄与しているということがいえます。

最後に、資料2-④、剪定枝葉・刈草堆肥化状況、あるいは生ごみ堆肥化状況であります。まず、剪定枝葉・刈草の堆肥化状況につきましては、平成21年度では、20年度を約20%、量にして約58t増加の345.21tを堆肥化処理しているところであります。

また、平成21年度より実施いたしました生ごみの堆肥化状況につきましては、学校給食では18,670kg、モデル自治会・世帯を合わせまして、11,292.1kg、合わせまして、約29,970kg、29.97tを堆肥化処理したところであります。この2種類の廃棄物をあわせますと、約375tとなりますが、この量につきましては、家庭系・事業系をあわせました可燃ごみの約7%にあたる量であり、これらの廃棄物が焼却処理されずに堆肥化処理され、再生利用されているところであります。

なお、生ごみの分別収集、たい肥化のモデル自治会につきましては、5月の委員会でもご報告いたしましたように、今年度につきましては、幸前自治会、白石畑自治会に加えまして、並松連合4自治会に新たにモデル自治会としてご協力いただけることが正式に決まり、6月15日より6自治会446世帯での収集となるところであります。

また、モデル世帯につきましても、今年度、昨日現在で12世帯が新たにご協力いただき、計32世帯で実施いただいているところであります。

このモデル事業につきましては、季節的に寒くなる昨年10月から実施しておりまして、特にこれまで臭気についての苦情やご意見といったものはお受けしておりませんが、これから暑くなるにつれ、臭気も発生する可能性がございますので、昨年から実施していただいているモデル自治会、モデル世帯の方を対象に、7月にも、これまでの問題点や臭気などに関するアンケート

ト調査を実施させていただき、今後の事業を進めるうえでの参考とさせていただこうと考えているところであります。

平成22年度におきましては、このように生ごみ分別収集のモデル世帯の拡充とともに、家庭の剪定枝葉・草類の分別収集などにも取り組み、さらに焼却処理量の削減、資源の有効利用に努めてまいります。その状況につきましても、当委員会にご報告させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。平成21年度のごみ減量化・資源化状況の報告とさせていただきます。

次に、平成22年度事業の取り組み状況であります。大きく3点、状況などをご報告させていただきます。

まず、5月の当委員会でもご報告をさせていただきました事業系ごみの減量化対策であります。5月19日に開催されました当委員会で、町内の事業所で、過去に当町の処理施設への搬入登録の実績がありながら、今年度、まだ申請のされていない事業所が53事業所あると申し上げておりましたが、昨日までに6事業所より搬入登録申請がされたところでありました。また、この間、新たな排出事業所登録として、5事業所の申請がありまして、合計で新規事業所29事業所を含む88事業所より搬入登録申請されております。

搬入登録がこの時期になりました6事業所のなかには、飲食店のチェーン店が2店舗含まれており、それぞれ申請が遅れた理由をお聞きしたところ、廃棄物の処理を含む衛生管理を徹底するため、そういった業務、あるいは店員への衛生管理の指導をコンサルに委託されているということで、今回の事業についての当町からのパンフレット、あるいは登録申請書が、店舗からまずエリアマネージャーにわたり、そのマネージャーから本社へ、そして本社からコンサル会社へと転々としたことによりまして、結果、搬入登録申請が遅れてしまったということでもあります。そういったことから、現在まで登録申請をされていない排出事業所のなかには、こういった飲食チェーン店も含まれておりまして、そういった手続きに時間を要しているところもあるのではと考えているところであります。なお、これら搬入登録のありました事業所につきましては、それぞれ指定袋制、あるいは処理手数料の改正等、町の施策に理解をしているとのことでもあります。

また、反対の意思表示をされております排出事業所が1店舗あるとご報告

しておりましたが、先般、店舗を訪問し、再度、事業趣旨等をご説明させていただいたところ、冒頭の町長のご挨拶の中にもありましたように、一定の理解を示していただき、指定袋への変更につきまして、ご協力いただけることになったところでもあります。今後も、搬入登録のされていない排出事業所につきましては順次訪問し、8月2日には、すべての搬入事業所が指定袋で搬入されるよう努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、5月の委員会におきまして、委員長より2点お受けいたしましたご要望に対します報告であります。

まず、1点、ポイ捨て禁止条例につきまして、5月22日の自治会連合会総会での対応についてであります。自治会連合会長様の冒頭のごあいさつのなかで、町議会と自治会連合会との懇談会において、環境問題についての議論がされ、そのなかで、ポイ捨てや犬のフン放置についての意見が出され、その後、議会において「ポイ捨て禁止条例」についての研究がされている。そういったなかで、実態調査が必要なことから、環境対策課と協力してアンケート調査を予定されているので、自治会長には協力してほしい旨の呼びかけを挨拶に中でされておられました。また、来賓であります町議会議長様のごあいさつのなかでも、このことについて述べられておきまして、ポイ捨て禁止、犬のフン放置の防止について、厚生常任委員会で行っている。問題点についてアンケート調査を実施したいので、協力をよろしくとご挨拶で触れられていたところでもあります。現在、このポイ捨て禁止条例に関するアンケート調査の素案を当課で作成しており、まとまりましたら委員長にご相談申し上げまして、アンケート調査の内容をまとめていただきたいと思いますところでもあります。

次に、4月12日に調印いたしました環境協定、特に個人店舗への啓発を約束いたしました商工会の調印後の取り組み状況であります。環境協定調印に向けて商工会と協議を進めている際、調印後、町のほうで啓発ポスター等を作製するので、店舗等に掲出してほしいと依頼をしておきまして、商工会におきましては、そのポスターを個人店舗に配布しながら協力を呼びかける予定であるとのことであり、町からのポスターができ次第、各個人店舗にレジ袋削減に向けた取り組みを進めていく予定とのことでありました。

当町といたしましては、現在、店舗で掲出していただくポスターを作製中

であります、それまでの間、書面などでレジ袋削減に向けた取り組みを推進していただくよう要請いたしまして、現在、商工会のほうで準備を進めていただいているところであります。

最後に、5月30日に実施いたしました「いかるがの里クリーンキャンペーン」の参加者数等につきまして、ご報告させていただきます。

当日の参加者数につきましては、この日にあわせ、地域を清掃いただきました自治会も数多くあり、そういった方々の参加を含めまして、3,400名以上の方が、いかるがの里クリーンキャンペーンに参加をいただき、うち500名が環境イベントにもご参加いただいたところであります。

昨年度よりコースを設定しない方法に変更したことで、この日を地域の清掃日にされる自治会も増加してきており、そういった意味では、これまでのいかるがの里クリーンキャンペーン以上に、地域に密着した事業に発展していくような感じがしております。

また、昨年の反省点から、クリーンキャンペーンと環境イベントを分離いたしましたところ、自転車等で会場にお越しいただきました方も多くおられましたことから、分離開催の効果はあったものと考えているところであります。

今回、いかるがの里クリーンキャンペーンの開催に合わせまして、今年度購入予定のハイブリッドごみ収集車の側面に掲示する環境標語を募集いたしましたところ、小学生の部1,024作品、一般の部64作品、計1,088作品のご応募があり、副町長をはじめ、教育長、各部長によりまして、優秀作品として、小学生の部6作品、一般の部5作品を選定し、イベント当日、会場にお越しの皆様によりまして、優秀作品のなかから、それぞれの部1作品ずつ最優秀作品を投票により選んでいただくイベントを行いました。

その結果、小学生の部最優秀作品には、斑鳩東小学校6年生の湊夏穂さんの「わたしにも ぼくにもできる ごみしわけ」が選ばれたところであります。

また一般の部では、水野友子さんの「省エネで 明るい未来 子や孫へ！」が最優秀作品に選ばれ、それぞれ秋ごろには最優秀作品の環境標語が掲示されたハイブリッドごみ収集車が町内を走る予定になっております。なお、当日は、多くのご家族連れがごみ袋をもってイベント会場にお越しただけま

したことから、ご家族で町をきれいにし、そしてイベントに環境参加されるなど、ご家族で環境を考えていただく1日になったのではと考えているところで、次年度以降も趣向を凝らし、子どもから大人の方まで、楽しみながら参加いただけるようなクリーンキャンペーンの実施を目指してまいる考えであります。

当日、委員の皆様も暑いなか、ご参加をいただきましたことに対しまして、お礼申し上げます、以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのこれまでの報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。  
里川委員。

里川委員 今の報告を聞いておりましたが、非常によく頑張っていたいている、斑鳩町では子育て支援、福祉、そしてこのごみ問題、私も他町からも注目をされましてね、非常に頑張っていたいている当委員会所管の施策がね、非常に進んでいるということについては高く評価をしております。そしてまたそうやって事業所も回っていただいご苦労していただいておりますが、さらにご努力をお願いしたいと思っております。昨日も他の町村からの問い合わせなどに私答えるのにもごみ関係、忙しかったぐらいなんです、その中で1点だけ確認をさせていただきたいことがございます。公共施設ということで、数字もあげていただいているんですが、ある町民の方からですね、学童保育室のごみはどうなっているのか、指導員の方が持ち帰っているようなことを聞いているというようなことがございました。その辺私もどうなっているのかよくわからないので、その点についてきちっと、今、どんなふうになっているのか、ちょっと確認をさせていただきたいなというふうに思っています。

福祉課参事 学童保育のごみの件でございますが、東学童保育室は10年前から小学校をお願いいたしまして一緒に集めてもらっております。そして斑鳩学童と西学童は今年の4月からお願いをいたしまして、一緒に持ち帰っていただい

おります。収集させていただいております。

里川委員 東は10年前からやったけども、斑鳩と西が今年からということで、これまでのことでそういうのを見られた方から私ちょっと問い合わせがあったというふうに思いますが、そういうことでしたらきちっとやっていただいているということで、また町民の方に申し上げておきたいと思います。

委員長 他に。 吉野委員。

吉野委員 剪定枝葉のことなんですけども。この場所を剪定してもらいたいという住民から要望が出て、地主さんがそこをやってくださいということになって、シルバーさんとか請負ってきた場合ですね、その刈った草とか枝葉とかそのまま現場に置いておいたままという例もたくさんあるんですよ。これは特別に、なるべく現場に置いたままにしないでくれということは言っていないわけですね。

環境対策課長 おそらく契約が刈り倒しの契約をされているのではないかなど、持出しでの契約と刈り倒しと契約があって、その方はたぶん刈り倒しで契約をされているというふうに思います。町の方では持ち出してくれというようなことは、直接その方がシルバーさんをお願いをされたのかわかりませんので、そういったことは直接は言っておりませんが、そういった契約方法があるのかなというふうに考えております。

吉野委員 民家のすぐ傍で、たくさん枝葉を刈ったり草を刈ったりしたまま放置されたままの状態っていうのは近くにありましてですね。ちょっと火を点けたらすぐ燃えるような状況になっているわけで、こういうのはある程度民家の近くでしたら枝葉は持ち帰ってもらいたいような気がするんですけど、どうですかね、その辺は。そういう指導はできませんですかね、年々空地の草なんかはそのまま放置してもかまわないだろうなと思いますし、そういうところもまた1回現場を見ていただいたりして研究してもらえませんか。

委員長 そのへんの場所について、正式な場所をやっぱり担当者と協議するという  
ことで。 小城町長。

町 長 今、吉野委員がどの場所を言っておられるのか、今、栗本課長が答弁した  
ようにシルバー人材にお願いされたらこれは必ず枝葉は持って帰ってくだ  
さいとおっしゃってるのか、そのままうちで処理しますとおっしゃってるの  
か、その部分だと、課長が言ってるようにですね、その部分を言っていた  
いたらその方がどうされているのかそういう確認はできますけども。吉野委  
員がおっしゃるような関係等についてははっきりと明確にしとかんと、そう  
いう形で放置するっていうか、それはもう迷惑な話ですから、やっぱりそこ  
らは十分、ご指摘いただいたら。

吉野委員 そういうことで、わかりました。

委員長 他にございませんか。 宮崎委員。

宮崎委員 ちょっと3点お聞きしたいんですけど、公共施設のごみのあれなんですけ  
どね。これ月ごとにでてるんですけども、私らの考え方やったら、公共施設  
いうたら、だいたい毎月同じようなものがでてくるのかなと思うんですけ  
ど。ばらばらになっているんですよ、前年度と比べても極端に減っている  
ところとかあるんですけど、これはどういうことなんですかね。

環境対策  
課長 この公共施設は役場を含めてすべて町の公共施設から出るごみの量をま  
とめたものでありますが、月によってばらつきがあるというのは、例えば機  
密文書を大量に処理される課があった場合、その月は当然増えるということ  
にもなります。時期的なものでは、夏が増えていると思いますが、こういっ  
たのは公共施設の剪定、あるいは敷地の草を刈ったやつが持ってこられると  
いうことから夏季には量が増えているといったことになります。必ずしもご  
みの量が一定するということはなく、そういった処理するものによりまして  
月によってばらつきが生じてまいります。

宮崎委員 今、課長答弁してもらったんですけども。そしたら前の時でね、1月なんかやったら12トンほどあったやつが、4トンないんですよ。今言われたようにそういう枝葉とか刈ってはるのやったら月ごとでばらつきがあるかわかれへんけど、年ごとにみな違うというのは、それもやっぱりさっきと一緒に文書の処理とかそういうことですかね。

環境対策課長 例えば1月を例に出ささせていただきましたら、その前月の12月を見ていただいたら21年度は増えております。こういった関係から年末年始の事務所内の掃除が早まったら12月にごみが出されます。遅かったら1月に出すということで、この辺で年末年始は差が出ているのかなというふうに考えています。

宮崎委員 それともうひとつ、次ですけど、堆肥のほうなんですけど、これまあ各自治会で、各家庭でしていただいているということなんですけど。堆肥っていうのが、おうちの方で野菜とか花とか作っておられたら使いますけれども、もし使わない方は今のところ出てないんですかね、またこれもし家で堆肥化されてその堆肥を処理するのに斑鳩町が取りに来ていただけるんですかね。

環境対策課長 この資料2、④の生ごみの堆肥化状況につきましては、これは町のほうで集めさせていただいて、町のほうで堆肥にしている数量であります。個人で取り組んでいただけるのは家庭の生ごみ処理機あるいはコンポスト等々でされておりまして、そういった方につきましては基本的にはその後の使い道がある方が中心となっているところであります。ただ、生ごみ処理機につきましては、消滅型の生ごみ処理機がございますので、そういった方につきましては、家庭菜園、そういった農園とかをお持ちでない方も取り組んでいただいているところでありますが、基本的に家庭での生ごみ処理機、コンポストはあとの使い道がある方がやっただいただいているということでありまして。

宮崎委員 それではこれ堆肥化、斑鳩町でもされているということで、場所とかその



辺私もわからないんですけども。前の時に一般質問したんですけども、白井畑の最終処理場なんですけども、これ夏過ぎて臭いのアンケートとらせていただいて、白石畑地区もやっておられるということで、できたら私要望なんですけど、白石畑地区とかお話されて、あそこへ堆肥化できるようにしていくような方向でしてもらたらどうかなと思うんですけど、そのほうは要望しておきます。

委員長       この質問に対して今ちょっと誤解があるような感じがしますので、その辺の委託先とかその辺の状況も若干説明をお願いしたいと思います。

環境対策  
課長       平成21年度からモデル自治会、モデル世帯、あるいは学校給食残渣で生ごみの堆肥化をしておりますのは、三重県伊賀市にあります大栄工業のほうにこの生ごみを運搬いたしまして、そして上段にあります剪定枝葉、刈り草と攪拌をさせ発酵させて堆肥にしている事業であります。そういったことからそのモデル世帯、白石畑、幸前、あるいは今年から並松4自治会で取り組んでいただく堆肥化がこの事業であるということでもありますので、よろしくをお願いします。

委員長       他に。   吉野委員。

吉野委員      ごみ収集の件でお話したいんですけども、これその他のところでいいんですかね。継続審査案件とはちょっと違うことですので。

委員長       ごみ減量化のことではないんですか。

吉野委員      はい。じゃあ、その他で。

委員長       他に。

(   な       し   )

委員長 ないようでしたら、以上で、継続審査については終わらせていただきます。  
次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

(1) 災害時要援護者調査の実施について、理事者の報告を求めます。

佐藤福祉課長。

福祉課長 災害時要援護者調査の実施につきまして、ご報告いたします。

第2回目の災害時要援護者の訪問調査につきまして、6月9日、民生児童委員協議会の定例会におきまして調査訪問等の説明をさせていただいたところでございます。件数につきましては、今年1月、新規対象者にアンケート調査を実施いたしまして、その結果、元気で必要でない方などを除く訪問調査と情報提供に同意した258名とアンケートで回答がなかった方308名の合計、566名の方につきまして、訪問調査を行っていただく予定でございます。

以上、簡単ではございますがご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

( な し )

委員長 それでは次に、(2) 日本脳炎予防接種の接種勧奨について、理事者の報告を求めます。 西梶健康対策課長。

健康対策 日本脳炎の予防接種の接種勧奨につきましてご報告させていただきます。

課長 日本脳炎の予防接種は、平成17年5月から厚生労働省からの通知によりまして、積極的な勧奨を差し控えておりましたが、今年度から、第1期の標準的な接種期間に該当する者のうち、3歳児に対して接種の積極的勧奨を再開することとなりましたことから、3歳児健診の案内通知に日本脳炎予防接種についてのお知らせ同封するとともに、6月号お知らせ版、ホームページ、保育園、幼稚園、町内の医療機関でのポスター掲示を行い、更に、3歳児健診時においても周知を図ることとしております。

なお、日本脳炎予防接種費用につきましては、定期の予防接種のため、接

種費用につきましては無料となっております。また、今後の接種状況をみるなかで、予算不足が生じるようであれば増額補正をお願いし実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上で、日本脳炎予防接種の接種勧奨につきましてご報告を終わらせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。  
里川委員。

里川委員 これは、ぜひやっていただけたらいいと思いますが、今、対象者3歳児ということで、以前から私3歳児健診などの月齢なども申し上げてきたわけですが、今、幼稚園、保育園と3歳児健診と言わはったんですが、3歳児健診を行われるのが3歳7ヶ月とか、8ヶ月とかそんな時期に行われる、そういう時期であればすでに幼稚園や保育園へ行っている可能性も高いということで、3歳になってすぐとか、3歳になってそういうところに、健診までに届かない方で、まだ幼稚園に行っていないというような方たちについてお知らせっていうんですか、そういうのをやっぱりきっちりやっていただくとあかんと思うんですが。ですから今の説明では広報が、周知するのが弱いのではないかというふうに、ちょっと懸念をいたしますが、どうでしょうか。

健康対策課長 この日本脳炎予防接種の接種時期につきましては、一応法で定められている年齢は6ヶ月から90ヶ月の間ということで、斑鳩町の場合は36ヶ月から90ヶ月の間に接種していただくということで実施しております。そういった中で積極勧奨につきましては3歳児でこういった方に周知をさせていただくわけではありますが、接種期間につきましては90ヶ月、第1期につきましては90ヶ月まででございますので、順次接種いただければということでございます。

里川委員 今、ちょっと私が言いたかったこととは違うんですけども、できるだけ36ヶ月から90ヶ月ということであれば、36ヶ月からやはり受けることができるように、そしてまたその保護者の皆さん方にそのことを知っていた

だけのように、きちっと周知をしていただけるように今後検討して実施をしていただきたいということをお願いをしておきたいと思います。答弁はもう結構です。

委員長 他に、ご意見ございませんか。

( な し )

委員長 次に（３）衛生処理場の修理工事について、理事者の報告を求めます。  
栗本環境対策課長。

環境対策 それでは、平成２２年度の衛生処理場焼却施設の修理工事を実施するにあたりまして、周辺自治会の皆様に衛生処理場の運営につきまして、ご協力を求めましたので、当委員会にもご報告を申し上げます。今回、衛生処理場焼却施設で修理いたします箇所は、焼却炉１号炉内の耐火物の補修が主な補修内容でありまして、炉内の耐火レンガの張替えを予定しているところであり、その間、２号炉の片炉運転となることから、今回、周辺自治会の皆様に焼却時間の延長、休日焼却についてお願いをしたところでありまして。

今回、お願いいたしました焼却時間の延長であります。通常、午前７時４５分から午後４時３０分までの焼却時間を、平日に限り、午後１０時まで延長をさせていただくものであります。また、休日焼却につきましては、毎土曜日と祝日につきましては、午前７時４５分から午後４時３０分まで焼却をお願いしたところでありまして。なお、日曜日につきましては焼却の予定はございません。片炉運転の期間につきましては、６月２８日月曜日から８月３１日火曜日までの約２ヶ月間を予定しておりますが、周辺自治会の皆様のご負担も考え、できるだけ短い期間での工事実施を指示しているところでありまして。

なお、工事につきましては、すでに５月３１日に入札を執行しており、タクトシステム株式会社が落札しておりまして、６月１日より着工し、現在、準備工に執りかかっているところでありまして。

以上で衛生処理場修理工事の報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

( な し )

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。  
西本住民生活部長。

住民生活 2点ばかりございます。続けてご報告をさせていただきたいと思いき  
部長 まず1点目は職員の人事異動でございます。職員の人事異動につきまし  
て、住民生活部福祉課におきましてこの6月2日付けで職員が退職をしたこ  
とに伴いまして、6月3日付けで後任の人事異動がございましたので、その  
ご報告を申し上げたいと思います。退職者は福祉課児童福祉係長・福田義則  
でございます。また、6月3日付けでその後任といたしまして福祉課課長補  
佐の中原潤が兼務といたしまして、児童福祉係長に就任をいたしているところ  
でございます。それから2点目のご報告でございますけれども、心身障害者  
(児)ふれあいの集い、それから一日里親会、身体障害者ふれあいの集いの行  
先についてでございますけれども、前回のこの委員会で日程につきましてはご  
報告をさせていただきました。行先につきましてでございますけれども、ま  
だ本日現在決まっておきませんので、決まり次第委員皆様方には文書でご案  
内申し上げたいと存じますのでよろしくご理解をいただきますようお願い  
を申し上げます。

また、これらの行事で集合場所でございます町営駐車場におきまして、そ  
の当日自動車でしか来れない人の駐車料金のことについてでございますけ  
れども、町内の各種団体が研修等に参加する場合、この町営駐車場において  
観光バス等の乗降される場合には自動車です町営駐車場に来られた方の駐車  
料金を1日100円にさせていただくということとなっておりますので、これ  
らの行事に参加いただく方の自動車の駐車料金につきましても、1日100  
円とさせていただきたいと考えておりますので、あわせましてご報告を申し  
上げます。以上です。

委員長 以上、報告が終わりましたけども、何か。 里川委員。

里川委員 前からね、私何度かこのことで、町営駐車場の件で意見を申し上げてきた経過がございますが、車を1日100円とするのであればバイクはどうなるのか、これについてのご説明はなかったんですが、バイクはそのままですか。

住民生活 部長 バイクは先ほど自動車等と申し上げました中に含まれておりまして、バイクも1日100円ということでご理解をいただきたいと思います。

委員長 他にございませんか。 吉野委員。

吉野委員 送迎って送ってきて、駐車場に置いて帰りまで置いておくっていう場合もあるでしょうし、ちょこっと入って、ちょこっと出る場合もありますね、送ってきて置いてする出ると、それ道端でやると問題があるから駐車場の中に入ってきた場合はどうなるんですかね、料金的に。

住民生活 部長 送迎につきましては料金は取らないということで、駐車1日、車で来られて研修に参加されまして、また帰って来られて車で帰られる方についての駐車料金ということでご理解いただきたいと思います。

委員長 他にございませんか。 里川委員。

里川委員 職員の退職に伴う人事異動のほうのことなんですけども、ちょうどね、子ども手当もあり、いろいろな制度の改正もありでこの児童福祉はすごく大変な時だったと私は思っているんですけどもね。その時、まだ続くんですよ、母子家庭さんの関係とかの現況届とか、まだ続くんですね、今、6月も。もちろん子ども手当の支給も広がってますしね。本当に事務的にはかなり厳しい状況の中でのこの異動、そして補佐が係長を兼務する、この補佐についてもね、前回も、年度途中で住民課で係長を異動させた時に係長兼務を年度途中でさせた。また同じ補佐が、また年度途中でこういうふうな係長兼務ってことではね、非常に私は外から見ていてしかも大変な業務の中で非常

に気の毒なことだなというふうには感じているんですけども。体制的にはどうなんでしょうか、福祉課の中で、この人事異動で体制的には取れるのかどうかというのについて心配をしているところなんです、それについては事務の流れは今のところどんな状況になっているんでしょうか。

住民生活 職員が退職する前日から1人臨時職員を配置しております。人数的には退職者と相殺で一緒でございます。また、中での課長補佐の児童福祉係長の兼務がございますものの、各係を超えてそれぞれの担当係員が助け合ってそれぞれ高齢、介護福祉、または社会福祉係、児童福祉係をそれぞれ皆が、いこうと、また窓口においても皆が対応できるような職員づくりに目指していきたくてこのように考えているところでございます。

里川委員 私、今回の一般質問でも申し上げました、職員さんのメンタル部分などいろいろな状況でてる中でそのことでまたさらにメンタルな部分でしんどい方なんかが出てこないかなという心配をしております。十分に町長はじめ管理職の皆さん、そういう点についてもご配慮していただきながら町民の皆さんのための児童福祉の事務が進むようにやっていっていただきたいということをご意見として申し上げておきたいと思っております。

委員長 他に各課報告しておくことはございませんか。

( な し )

委員長 ないようでしたら、以上で各課報告事項については、終わります。

続いて、4. その他について、各委員より質疑等があればお受けいたします。 吉野委員。

吉野委員 ごみの収集車の件なんですけども、地域によっては1軒1軒生ごみを出して、可燃ごみをだして、1軒1軒、収集車の後から若い敏しょうな方が1軒1軒トラックの中に入れ込んでいる、そういう地区もありますけども。また、まとめて、10軒なら10軒まとめたところから持っていくといった例もある

ったりなんかして、このごろ私なんかがいるところは坂が大変多くて、高齢者がどんどん増えてきますと、高齢者さんがごみを捨ててに行くところまでいけない、あるいは坂があつて降りていって途中で転んだりしたら大変だなといったところもいっぱいあるんですけども、ごみ収集の方法については規定はあるんですかね。

町 長

今、吉野委員のおっしゃる笠町というところはいろいろとご要望等をいただきまして、笠町としては週1回では大変やということで週2回全町やってきたわけなんですけども。それと坂道がございますから、パッカー車が坂で難しいと、滑る場合がございますから、そういう点でいろんな陳情があった経緯もございますが。特に昔はですね、後に乗ってやってたやつを大阪府警から指摘されてですね、奈良県の中でも斑鳩あたりは率先してやめていこうということであれを廃止してですね、自治会連合会の新年度総会か、あるいはそういう時に、できればステーション方式というのか、どこか集積場所を作っていただきたいということを申し上げてですね、お願いをしております。しかし、それはなかなかできないとおっしゃるところに1軒づつ出された場合はやはり集めなければ、集めませんよというわけにはいきませんからそういうところは配慮しておりますけども、できれば職員が運転席から降りてきて積み込みますから、そういうことを考えますと、ひとつの場所にしていただいたら一番いいわけですけども、特に自治会等によって事情があるところもございますし、今、特に自治会の中には自治会に入らないという方も増えてまいっているわけがございますから、そこらは今後我々としては担当と十分相談しながらですね、現場が行きやすい、スムーズなそういう行動ができるようにごみステーション方式というのが、そういうことについて研究する余地は十分あると思います。

吉野委員

高齢者さんが2人とも高齢者、あるいは1人だけ高齢者、そこへケアの方が来られているんですけども。ごみ捨てなんかは親戚の方がわざわざ来られてごみを捨てたりしている状況がありまして、それぐらいだったら、私ども近くの方でやりたいんですけどもなんて思っていたり、そんな話も出たりするんですけども。そのお宅へ入ってごみを外へ持ち出す際になかなかいろ



いろプライバシーとかあって難しいと思ひまして、だんだんそういう状況が増えてくるだろうと思ひますので、その辺も1回検討をお願いできませんでしょうかね。

副町長 今、町長のほうからご答弁がございました。確かに吉野委員がおっしゃることにつきましては斑鳩町に限った問題ではないんです。他の町村でもやはりこれから高齢化が進んでまいりますと色々な世帯構成がありますんで、社会問題になってきております。そういった中でやはり小地域福祉会、また自治会内でお互いに助け合いをしようということで色々な取り組みをされております。それを行政に求めるというよりはやはり自治会内で解決されるのが、これからの色々な共同社会といいますか、助け合いの社会になっていくと思ひますんで、それらについては自治会で十分話し合いをしていただきたいと考えておりますんで、町といたしましてもそういう方向で色々な場面で、指導と言ったらあれですけど、そういう指導をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

吉野委員 わかりました。

委員長 他にございませんか。 里川委員。

里川委員 すみません、いくつかありますが。まず父子家庭の児童扶養手当の支給が今年度から始まると、これは8月施行、12月払いで始まるということになっておりますけれども、当町では、どの程度対象者があるのか、そして事務というのは今現状どうなっているのかということをご報告お願ひしたいと思います。

福祉課参事 法改正で22年8月1日から児童扶養手当も父子家庭に支給されます。そのなかで、対象世帯でございますが、父子家庭の対象家庭の正確な把握はなかなか困難でございます。そのなかで、今つかんでいる件数でございますが、世帯数14世帯であります。この世帯の数は一日里親会の参加者及び遺児福祉年金受給者からの世帯数であります。そして、あともう1点の今後のスケ

ジュール、周知等でございますが、住民のみなさんへの周知に関しましては、8月号の広報そしてホームページの掲載により周知させていただく予定です。

里川委員 法改正の周知というのは、町の責任・責務でございますので、しっかりとやっていっていただきたいと思います。また、対象世帯も、そんなに、母子世帯よりは少ないということでは対応のほうしやすいのかなということもありますので、母子世帯さんのほうの現況届と合わせまして事務をすすめていっていただきたいと思います。

それと、保育関係のことについてなんですけれども、今年度から年度途中での入所の保育単価が変わりました。で、これまでは、国のほうの単価の基準が入所月の年齢を適用していたのが、今年から、当該年度4月初日の年齢を単価に適用するというふうに改正されているんですけれどもね。それともうひとつの改正が、このあいだ言っていました保育料の、国基準7段階を8段階にしていくという基準の改正あります。これらについては、まだ当委員会のほうにもご相談を受けておりませんしね、条例改正が必要なものになってくるんですけれども。このへんは、今後どのようにしていくのか。保育単価、結局それは、前年度のまま引き継いで、2010年度やったら国の基準の単価は、町がいただくときにどうなるのかという、ちょっとそういうことも思ったりしながら、これを考えていたんですが。それについて教えていただきたいと思います。

福祉課参事 里川委員がおっしゃる保育料につきましては、今回、徴収金額基準額の改定と、年度途中入所児の取扱いの改定がございました。そのなかで、現状では、まず年齢の件でございますが、現状では生まれ月によって、保育所の入所時期によって、保育料が違うという矛盾が生じております。そのなかで、途中入所児の保育料について、例えばで申し上げますと、ひとは去年の6月3日で満2歳になった子がいます、そしてもうひとは、去年の12月3日で満2歳になった子がいます、その子が今年4月1日に12月3日生まれの子が保育園に入所した場合は、4月1日は満2歳でありますので、3歳児未満の保育料をいただいております。そうして、もうひとつは6月3日生ま

れの子が7月1日に途中入所になった場合は、クラスは2歳児ですが、保育料はその時点では3歳になっておりますので、3歳の保育料となるということの今説明でございます。このようなことで、同じ学年で入所月によって保育料が違うのは不公平やということもでてきているなかで、来年度からは年度の初日の年齢によって保育料を統一していくというふうな改正です。この件に関しましては、今後、保育料も7階層から8階層に変わりましたが、そのなかで、また8月の運営委員会で今回の法律の改正等の説明をいたし、ご了承をいただき、また今後の当委員会でご相談をさせていただいて、すすめていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

里川委員      ということは、国から交付税算入される保育の単価の計算としては、今年度は前年どおりに計算されてくるのかなということでもいいんでしょうかね。

福祉課参事      今までから、斑鳩町の保育料の決定というのは翌年度改正ということで通常やらしていただいています。少しでも保護者の保育料の負担軽減といったかたちで翌年度改正ということで。今年度、22年度でございますが、これは今のままでいかしていただいて、仮に変えるとしたら来年度から適用ということと考えています。

里川委員      それはわかったんですけどね。ちょっと国から下りてくるお金のことが気になっていて、それは結構です。ただ翌年度改正するなかで、こういう保育料の改正を行うとともに、子育て支援ということから、非常にいろいろな自治体で研究がされて、保育料の軽減策というのを、東京の渋谷区なんかでしたら年収400万円以下やったら無料にするとか、いくら以下やったらこういうふうに軽減するとか、それとか、一般質問にもありましたけれども、小学校3年生までのごきょうだいがいる場合の2人目さん、3人目さんをこういうふうにするとか、こんだけ軽減するとか。いろんな施策が併せて、この国の改正に併せて、研究をされているという状況がありますので、またそれについても、あわせて斑鳩町のほうでもまた再度研究などもしていただけたら、財政も伴いますが、そういうふうをお願いしたいというふうに思っております。

それと併せまして、保育に関しましては、保育ママ制度というのが法制化されました。この制度というのは、私、非常に重要かなと思っております。それはお母さんの勤務形態にもよりますけれども、斑鳩町の保育園では7ヶ月からしか預かっていただけないという状況もあります。そして、保育所のほう調査いきますと、非常に偏って人数がいっぱいいる年齢とかね、いろいろ年齢があるというふうにはお見受けしているんです。ですから、そういう意味でも、この保育ママ制度の法制化に伴って、保育所も、あとでちょっとあわ保育園、たつた保育園が各年齢で何人いるのかというのを、後で結構でするので、おしえていただきたいんですが。多分、もう以前から、たつた保育園なんか、スタートのときやったら定員下回っているのが、今年なんかは、たつた保育園でもすごく人数が多かったなど、最初、4月に、そんなふうには思っておりますので。かなり保育所の利用を希望される子どもさんが多くなってきているのかな。せやけど、斑鳩町の保育園は今あの2ヶ所で、キャパ、スペースは決まっていますしね。そんな中であって、非常に有効な制度かなというふうには思ったりしているんですけれども。これらについての、今後の検討というのか、法制化に伴って、町としてこれからどんな検討を加えていただけるかなとは思っているんですが、現在の状況はどうでしょうか。

福祉課参  
事

まず、保育ママ事業ということでございます。保育ママ事業とは、正式名は、「待機事業解消促進等事業実施要綱」の中の家庭的保育事業実施にあたり、保育所から技術的な支援を受けながら、保育士または、研修により市町村が認めた者を、居宅等において少人数の就学前児童を保育する事業であります。現在のところ、実施している自治体は非常に少なく、全国では19自治体、保育ママ数も130人、そして利用児童数は491人の実績でございます。そして、ちょっと詳しく説明させていただきますと、実施主体は市町村であり、実施要件といたしましては、まず実施場所については、家庭的保育者の居宅又は賃貸アパート等、次に挙げる要件を満たすものとして、市町村が適当と認めた場所とすること。その要件は、乳幼児の保育を行う専用の部屋を有することとか、乳幼児の保育を行う部屋はその面積は9.9平方メートル以上であって、採光及び換気は良好であることとか、ただし3人を超えて保育をする場合には、3人を超える乳幼児1人について3.3平方メー

トル以上を加算した面積をもつとかといった条件がございます。そしてもうひとつ、補助金の関係でございますが、この事業に対しての補助金は、保育ママ事業でございますが、児童1人あたり月額52,400円、それと家庭的保育支援者、家庭的保育者じゃなくて支援者、を専任で置かなければならないという条件もございます。この専任者の補助金でございますが、家庭的保育者が子どもが6人するのを定員で設けると、その中で家庭的保育者が3～5人に対して配置する場合、それに対しての支援者がひとり年額22万7千400円というふうな補助体制になっております。そういうことの中なかで、一番この目的は、やはり大都市の待機児童解消の事業ということですので、都市部では1年待ちとかいう待機児童がおります。そのような制度であると思っておりますので、斑鳩町では現在、待機児童はおらない、0人でございます。

そうして、もうひとつ、7ヶ月からしか斑鳩町は乳児を預かっておりません。しかし、広域入所という制度をもっておりますので、近隣のところでは、例えば王寺の黎明さんとかでしたら4ヶ月から乳児を預かっていただくというところもございますので、それを利用していただくとか。また、つどいの広場の委託をしている「子育てサポートクラブゆりかご」さんがございます。そこも、7ヶ月未満のお子さんを預けられるといった委託事業もしておりますので、そのような活用も考えていただけたらと思います。以上です。

里川委員 今のお答えでは、保育ママ制度の法制化に伴っての考え方としては消極的な、現行、待機児童もないと。まあ7ヶ月からしか預かれへんけれども、5ヶ月、6ヶ月の子は待つてはるわけですよ、7ヶ月になるのを待つ。今、人数も気になっているところですが、それについては、後ほどでけっこうですが、ちゃんとした表で欲しいですし、あとからします。非常に保育所の基準なんかどんどん引下げられたり、緩和されたりしているなかで、詰め込みみたいな状況がおこってきているというのも、全国的になってます。詰め込んでいて待機はないという言い方になっていたりする場合もあるんです。斑鳩町でもそうなっているのではないかとこの心配があります、さっき言ったように、4月当初からいっぱいいっぱいやったからね。そのことは、私も調査させていただいて、今後のこととつなげていきたいと思っております。

さきほど出ました、サポーターのゆりかごさんがやっただけのこと、つどいの広場ということも、参事のお言葉から出たので、そのこともちょっと、町民の方からお声をいただいております。夏休みになったら、下の子どもさんといっしょに幼稚園児のお兄ちゃんやお姉ちゃんを一緒に連れて、つどいの広場に行きたいんだけど、断られて入れないということの中で、やはりそういう夏休み中の、小学生やったら家で待っててということも可能やけれども、幼稚園児に対しましての、何か、もうちょっと、せっかく行っただけはあかんと言われたら、やっぱり町民の方もやっぱり、せっかく行っているのに、ちょっとカチツときたりすることもあるようです。そういうお声も届いてきておりますので、もう夏休みを控えてきていますのでね、そのへんのつどいのひろばの利用について、きちっと町としての考え方を示し、そして町民の皆さんにご理解をいただくという形で運営をしていただくようお願いをしたいと思うんですが、これについてはいかがでしょうか。

町 長

つどいの広場そのものが、最初から出発のときに、3歳未満児をそういう形をしていくと。しかし、つどいの広場も、場所的、最初は広い場所だと思っておったわけですが、子どもさんがたくさん増えてまいりまして、それで、私は、やっぱり幼稚園の子の関係等についても、配慮せよということで、月に1回だけは、そういう形でさせてもらっています。ただ、夏休みとかそういうことについてはちょっとなかなか難しいのではないかと。いろんな事情等考える中で、これも十分検討していくというのか、今すぐどうなのかというよりも、検討して、場所的に可能であるのか、もし万が一事故が起きた場合は、必ずまた問われるわけですから。そういうことも十分考えていかなかったら。まず最初は3歳未満児までやるということで、たまたま幼稚園の子がおられたらどうですかということで、担当と相談したら、月1回だけは、ゆりかごさんのほうも、ひとつ協力しようということでやっただけです。そういう範囲まで広げてまいっていますし、里川委員さんおっしゃるとおり、そういう基準というの、私はやっぱり東京都とか、そういうところを見て、もっと末端の地方を見なかったら、こういう保育状況というのは。国のひとつの東京都を見て、平米がなんぼとかそういうことをされる、そういうことについて、我々市町村が、本当の真に保育が塩梅いけ

るのかということも大きな問題ですから。それはやっぱり、今後の政府の中で、そういう厚生労働省が十分にそういうことを把握をして、地方の実態をもっとよく研究しながら、そういう点についてもこれから研究していただきたいと思っておりますし。今、里川委員のおっしゃるように、そういう点については今後の課題という、ひとつの勉強をしていくと、今直ぐどうかということにはあいならないと思えますけれども、今後の研究課題として、我々としても捉えていきたいと考えます。

里川委員 つどいの広場につきましてもね、行かれたお母さんが、感じ悪いなど、嫌な思いをして帰られるっていうことのないような配慮をきちっとしながら、利用につきましては、どういう利用方法がいいのかも含めましてね、また内部で検討しながら、夏休みを親子共々健全に過ごしていただくための場所として提供できる可能性なども含めまして、また考えていただきたいと思えます。で、月1回、土曜日やっていただいておりますが、幼稚園など、すでに行っておられる方については、逆に、土曜日は休みの日で、休みやったら家族でどこか出かけようかということ、月1回やっていただいているところについては、なかなか、ある意味、成果が出ていない部分もあるのかなというふうには考えているところですが、とりあえず夏休みを控えていますので、ちょっと、そこらへん、保護者の皆さん方が使いやすいように、いろんな気持ちよく使っていただけるようなことを考えていただきたいと思えます。

最後に、もうひとつだけ聞かせていただきたいと思えます。厚生労働省では、2010年に障害者総合福祉推進事業というものに予算をあげてきております。この事業につきましては、今、政府では、障害者自立支援法を廃止していこうと、3年後にね。廃止した後の新たな仕組み、仮称ですけども、障害者総合福祉法をつくっていこうということで、この推進事業も取り組まれると。これは、市町村などの各地域における実践的な工夫や取り組みを踏まえた検討や実態把握を行うために予算をつけて、そういう課題を拾っていこうと。逆に言えば、市町村は、課題を整理して、地域の状況整備を含めて、問題提起を行っていくというものであって、これ総枠の予算は少ないですけども、国がこういうことを行うということであれば、斑鳩町は、福祉は、

障害者の問題については、非常に町長もお考えをお持ちやし、取り組みとしても進んでいますし、このへんについても、やはりきちっと情報をキャッチして、取り組めるものであれば取り組んで、予算取れるものであれば取るというような形をやっていっていただきたいなというふうに思ってるんですけども。それについては、もう何かあればご答弁していただいたら、結構ですし。ご答弁があれば。

福祉課長 障害者総合福祉推進事業の件でございますけれども、委員おっしゃっているように、新しい制度が今、国のほうで検討されております。そのなかで、今現在、障害者団体も含めて、抜本的に制度を見直していくということで、今現在14回開催されて、最終的には、いいような形の制度になっていくのかなというように考えております。ただ、今委員おっしゃっておられた件につきまして、県のほうから全く資料が来ておりません。ですんで、またその資料が来ましたら、また検討することになると思いますので、よろしく願いいたします。

里川委員 なんでも国のほうは決めて、こないだ、私、一般質問で、準要保護の関係でも5月21日に来たというような、県から。そんなんもありますので、市町村は本当に苦労していると思いますが、できるだけ情報をキャッチして、町民の皆さんのためになる施策であれば、積極的に取り入れていっていただきたいということをお願いしておきます。

委員長 他に。 飯高委員。

飯高委員 1点だけなんですけれども。アスベスト問題についてなんですけれども、以前に当委員会についても、このことについてはいろいろ議論がありまして、住民さんの健康被害についてでありますとか、それについていろいろ議論されたということで。今般、県におきましても、石綿被害ということで、県の特別委員会を設置されて、独自調査をされるということをお聞きしておりますので、町としては、今どのように取り組んでおられるのかということをお聞きしておきたいと思っております。



環境対策  
課長

アスベスト対策についての町の取り組みということですが、まず環境面から申しますと、平成18年度より国の補助事業として、民間建築吹付アスベストの分析調査について補助金が交付されておりましたけれども、平成21年度より、それまでですね、国が3分の1、県・市町村がそれぞれ6分の1ずつ、自己負担3分の1であった補助事業が、100%国の補助事業になったこと。また、不特定の人が入り出る建物といった制約がこの21年度にはずされて、戸建て住宅を含む全ての民間建築物が対象となったことから、当町におきましても要綱を創設して、現在、補助事業を実施しているところであります。

また、先ほど委員も申されましたように、まだ新聞報道での情報ではありますが、今回、奈良県のほうで、アスベスト被害実態調査を行い、その方法等を審議する委員会を設置することとなったとのことで、現在、構成委員の調整などを行っており、6月にも第1回の委員会を行い、来年3月には、その調査結果を公表したいということが新聞報道で報じられておりましたので、町としてもその調査について、現在注目をしているところであります。

飯高委員

補助事業等については現在すすんできているなと思います。今回、県独自の調査ということで、特別委員会が設置されて、当町、竜田工業、王寺はニチアスということであるんですけども、これは従業員対象に、おそらくされると思うんです。しかしながら、その会社の周辺の地域の皆様に対して、これは調査をしていただきたいなと思います。今後、県から、町、竜田工業ありますので、これにつきましても、実態というのを県に報告しながら、周辺の方についても現実を提起しながらやっていただきたい、このように思います。

今後、いろいろと、調査の範囲におきましては、また住民からのご相談等、またこの委員会におきましては、団体、そういった被害者、家族でつくる団体もごさいますので、そういったことも含みまして、そういった人の声も聞きながら、県にその実態も言っていただきたい、このように思います。答弁は結構です。

委員長 他にございませんか。 里川委員。

里川委員 もういっこ、大事なことを忘れてました。

斑鳩町ではこの4月から子どもの医療費の無料化の年齢を拡大していただきました。非常にいい子育て支援をやっていただいたわけなんです。4月以降の医療関係のかかられた、あたらしく拡大された方の状況などがもしわかれば教えていただきたいのと、以前から自動償還払いをとりいれていましたが、年齢が拡大されたところについての自動償還払いについて、以前より私、心配しておりまして、担当課長のほうといろいろな話をさせていただいてきた経過があるんですが。その点について、今は自動償還になっていない部分なんです。今拡大された部分、今後どのようにしていくのか、というのが、今の現状で、年度が替わっていますし、月が進みましましたのでね、その点についてお尋ねしておきたいと思うんですが。

国保医療課長 子ども医療費助成につきましたの助成状況でございますが、「子どもを安心して産み育てるまちづくり」をめざし、本年4月から小学生及び中学生の入通院までに対象に拡大して実施させていただいているところでございます。その拡大分、町単独事業等で実施させていただいている、5月20日締め切りまでの申請分までをもとにみますと、申請件数が883件で、助成額では233万1千円となっております。これを前年度と比較してみますと、件数で683件、助成額で154万9千円増加しているところであります。

ただ、通常償還払いとして申請していただいている、1月単位での請求となっていることから、月遅れ請求等もあり、助成額の実態を見極めるには、もう少し時間を要するものと考えているところでございます。

次に、自動償還払い方式についてでございますが、この方式につきましたは、奈良県、県内市町村、県国保連、県内医療機関等の合意によりまして行っているものでございます。このため、それぞれの市町村が単独で実施している事業につきましたは、その対象からはずされているところであります。

そうしたことから、現時点では、先ほど委員が申されたとおりの小・中学生への助成につきましたは、領収書等を添付していただいで請求していただ

く通常償還払いの方法をとらせていただいているところでございます。現在、そうしたことから、県が窓口となっていただきまして、関係各所との協議を進めていただいているところであり、早期の導入に向けて、その事務を進めているところでございます。以上です。

里川委員 前任の課長の時から、私ずっと申し上げてきておりまして、また4月から課長替わっていただきました。そのこともございまして、この件についてはせっかくの利用ですので、自動償還払いでいけるようになれば、より住民の皆さんの手間も省ける、多分、事務としてもそのほうがいいのではないかと、町の事務としてもね。ですから、早期にその実現に向けてご努力いただきたいと思います。以上です。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 それでは、継続審査案件につきまして、お諮りをいたします。

お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますようよろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、その他についても、終わらせていただきます。

これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますがご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって厚生常任委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

( 午前11時30分 閉会 )